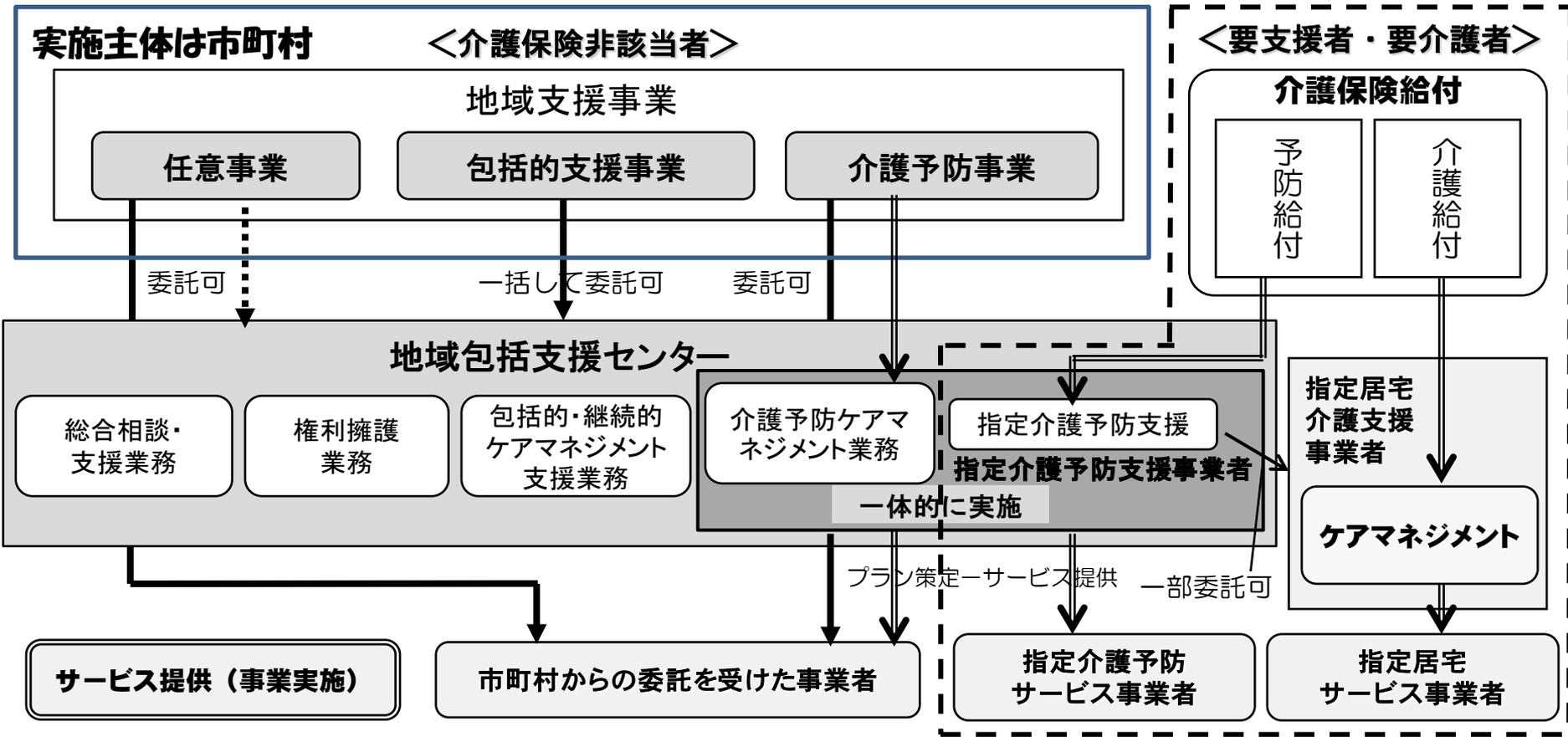


地域支援事業の全体像と介護予防支援の関係



○指定介護予防支援事業者の配置基準

指定居宅介護予防基準において、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を、事業が円滑に実施できるよう、一人以上の必要数を配置しなければならないとされている（指定介護予防支援基準第二条）。

この担当職員は、次のいずれかの要件を満たすものであって、都道府県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者を充てる必要がある。

- ①保健師 ②介護支援専門員 ③社会福祉士 ④経験ある看護師 ⑤高齢者保健福祉に関する相談業務等に三年以上従事した社会福祉主事
そのほか必要な人員については、指定介護予防支援基準において規定されている。

○兼務関係について

（略）

介護予防支援の事業については、センターが指定介護予防支援事業者としての指定を受けて行う業務とされている。したがって、センターの職員と指定介護予防支援事業所の職員とは、(1)～(3)までの各要件を満たすものであれば、兼務して差し支えないものである。

予防重視型システムの全体像

高齢者

介護予防のための
スクリーニング

要支援・要介護者

〈要介護認定〉
介護の手に係る審査
+
状態の維持または改善可能性の審査

非該当者

要支援・要介護状態と
なるおそれのある者

要支援者

要介護者

地域包括支援センター

介護予防ケアマネジメント

指定介護予防支援事業者
(指定介護予防支援)

居宅介護支援事業所
(ケアマネジメント)

一部委託可

地域支援事業
(二次予防に係る事業)

予防給付

介護給付

非該当者

重度化防止

要支援者

重度化防止

要介護者